「国債清算機関設立の具体化に関するワーキング・グループ」（第２回）議事要旨

【開 催 日 時】　平成１４年７月１９日（金）　午後３時～４時４５分

【場　　所】　日本証券業協会　第１会議室

【主 な 議 題】　約定照合機能について

【議 事 要 旨】

○ 議題の審議に入る前に、事務局から大要以下の報告を行った。

① システム・ベンダー関係について

前回の会合において、国債清算機関の性能要件及び「日本国債清算機関の設立について」（素案）を前提として、複数のシステムベンダーに対して、システムコスト（イニシャル・ランニング）及び開発に必要な期間等について見積りを依頼することとなっていたが、去る７月５日（金）に当該見積りに関する説明会をシステム・ベンダーあてに行ったので、その旨事務局から報告を行った。

② 「日本国債清算機関の設立について」（素案）に対する意見について

保険業界から、「ネッティング参加者の参加基準」について意見が寄せられている旨、事務局から報告を行った。

→　参加者基準については、別途改めて検討することとなった。

○　約定照合機能について

約定照合機能について、意見交換が行われた。

（主な意見）

・　（照合機能のあり方や位置付けについて議論を行うための参考資料の提出並びに内容説明の後、以下のように意見が述べられた）

国債清算機関の議論は、本来であれば、清算機関の枠組み、あるいは、国債の決済のインフラ全体の枠組みについて、参加者となる者の間のコンセンサスを得た上で進めていくことが望ましい。今回は時間の制約もあり、素案をベースに議論を行い共通事項を詰めていくことについては全然問題はないが、照合機能のように複数の選択肢があるような事項については、柔軟に検討した方がよいと思う。今後議論を進めて行くに当たっては、やはり全体の枠組みをどうするかという点を常に念頭に置きながら進めて行くのがよいと考える。

・　カストディアン銀行としては、海外において約定照合の済んだものについて決済指図を受けて決済照合を行うこととなっているが、このような取引については、清算機関において再度約定照合の手続きが行われるのか。

→　清算機関の健全性を考慮すると、どこで約定照合されたものか確認できないものについては、ネッティングの対象とすることはできないのではないか。

・ 照合項目について、非居住者の常任代理人間で行われている照合業務においては新現先などの取引種別について照合を行ってない。したがって素案では現行よりも項目が追加されることとなるが、本当に必要か、またその理由は何か。

→ 素案のリスク管理業務を考慮すると、清算機関は一般売買とレポ取引の取引形態がわかるように債務引受を行う必要がある。したがって、項目追加であろうとも必要な項目は照合できるよう対応する必要がある。

・ 照合の対象となる銘柄について、「3年、5年の割引国債及び国鉄清算事業団承継国債は対象外とする」となっているが、この理由は何か。

→ 素案では照合の対象となる銘柄は、ネッティング対象銘柄と原則として同じにしている。3年、5年の割引国債及び国鉄清算事業団承継国債は対象外としているのは、これらは取引量が少なく、ネッティングのメリットがあまりないと思われるためである。

→ 照合の対象となる銘柄については、なるべく対象銘柄を広くしてもらいたいとの要望もあるようである。

・ 照合システムの形態について、清算機関内で提供した場合と、清算機関外で提供した場合のメリット・デメリットについて検討した方がよいのではないか。

→ 照合項目の範囲をどこまでとするのか、コストはどのように異なるのか、事務効率はどちらが優れているのか、清算機関外で提供した場合のデータの保証や利用範囲などの権利関係・責任関係はどうなるのか、利用者（ネッティング参加者、照合のみ参加者）の利便性の観点からはどちらが優れているのか、どちらに将来への拡張性や発展性があるのか等について検討する必要があるため、次回検討することとなった。

・ 照合システムを清算機関外で提供するとした場合、現状においては、㈱証券保管振替機構が照合機能を有しているので、同社で国債の照合機能を追加するとした場合のシステムコスト（イニシャル・ランニング）及び開発に必要な期間等について見積りを出してもらってはどうか。

→ 概算見積りを出せるように努力したい。

以　上

○　お問い合わせ先

日本証券業協会（証券決済制度改革推進センター）　　TEL. 03-5649-3980

本議事要旨は暫定版であるため、今後修正があり得ます。

※　国債清算機関の設立方法などについて御意見等がありましたら、当ワーキング・グループにおける検討の際に参考とさせていただきたいと存じますので、御連絡先（氏名又は名称、住所、電話番号、メールアドレス）を付記の上、下記あてメールにてお寄せください。

なお、頂戴した御意見等につきましては、個別に回答はいたしませんので、予め御了承ください。

メールアドレス：kessai@wan.jsda.or.jp